

新型コロナウイルス感染症対応検証・記録業務仕様書

1 業務名

新型コロナウイルス感染症対応検証・記録業務

2 履行期間

契約締結の日から1年を経過する日の属する月末まで

3 業務の目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）によるパンデミックは世界中に大きな混乱をもたらし、既に2億人を超える感染者、500万人に迫る死亡者を発生させ、第2次大戦以来の惨禍とまで称される重大な事態をもたらしてきた。

わが国においても、令和2年1月に国内初の陽性患者が発生して以来、感染者数は増加の一途をたどり、国民の生命・健康への脅威や社会・経済の疲弊をもたらし、まさに国難とも言える状況に直面してきた。

こうした中、山梨県では、過去に発生したパンデミック下における経験や医療資源等のリソースがほぼ残存しておらず、参考にできる前例、文献等も存在しない中、積極的疫学調査や入院調整等の事態対処、医療提供体制の整備・増強やワクチン接種の体制整備、経済回復等の対策に、試行錯誤しながら取り組んできた。（※）

とりわけ、本県においては、対応初期の段階から、「感染症に対して強靱な社会づくり」「超感染症社会への脱皮」を大方針として掲げ、「グリーン・ゾーン構想」のもと飲食店や宿泊施設等の第三者認証制度を全国に先駆けて構築・運用するなど、特色ある取り組みを進めてきた。

一方で、県内の陽性患者がSNS上で誹謗中傷を受ける事案が発生するなど、新たな社会問題も発生し、対応を余儀なくされてきた。

県政におけるこうした幅広い分野での経験の蓄積は、今後確実に訪れるであろう未知なる感染症の発生時において、事態対処・対策を迅速・的確に行う上で貴重な情報資源といえる。

新型コロナウイルス感染症対策としての県のこれまでの行動のうち、ベストプラクティスとして評価できるもの、あるいは反省や改善を要するとして批評されるべきものなど、的確に検証・論評を加えた上で網羅的・体系的に整理し、経験の風化防止を図り、教訓・指針として後世に継承することが必要である。

また、感染症対応においては、県民、事業者、市町村、医療機関等のステークホルダーと感染症リスクについて共有、意思疎通を図り、それぞれが適切な行動を取ることが求められるが、県の協力要請等の対策を県民、事業者等がどのように受け止め、行動変容したのか、いわゆるリスク・コミュニケーションの在り方について検証を加える必要がある。

併せて、感染症の全国的なまん延という事態の中、山梨県という一地方公共団体が全てを

自由に判断・実施できるものではなく、国等との関係においてその行動には一定の制度的制約を受けざるを得ないことに鑑み、県の行動に影響を与えた国等の関与の在り方、相互作用についても検証を加える必要がある。

本委託業務は、こうした問題意識の下、山梨県の新型コロナウイルス感染症への対応について、本県及び国内で今後発生しうる感染症の大規模なまん延に備え、直ちに活用できる県民全体の情報資産として整備することを目的とする。

なお、本委託業務の成果物としての記録文書は、行政関係者の参考資料としてはもとより、県民の防疫リテラシーの向上にも資するよう、親しみやすい書物とすることを旨として作成すべきものである。

(※) 本県が取り組んできた主なコロナ対応、対策の例示

- ・ 注意喚起、イベント中止等の感染初期段階の対応
- ・ 対策本部、山梨県CDC等の庁内体制整備
- ・ PCR検査、グリーン・ゾーン認証制度創設等の感染拡大防止策
- ・ 病床確保、宿泊療養施設等の医療提供体制の整備
- ・ 飲食店、観光関係等の経済対策
- ・ 相談窓口設置等の県民の生活支援
- ・ 営業時間短縮等の協力要請
- ・ 職域接種、大規模接種センター等のワクチン接種体制の構築
- ・ 二拠点居住推進等のウィズコロナ・アフターコロナを見据えた政策
- ・ 国への要望や他の都道府県との連携

4 業務内容

(1) 実施計画書の提出

受託者は、企画提案書の内容をもとに、検証・記録の体制を構築し、以下の業務内容に係る実施計画書を提出すること。

(2) 検証

ア) 検証・記録対象

山梨県のコロナ対応、対策等の全般

イ) 検証・記録対象期間

令和2年1月から令和3年のワクチン接種完了まで（その後の期間も可能な限り対象とする。）

ウ) 検証項目・内容

本業務の目的である、山梨県がこれまで行ってきたあらゆるコロナ対応、対策等のプロセスを検証して、その成果や問題点、改善点を明らかにするとともに、リスク・コミュニケーションの在り方や本県の対応等に影響を与えた国等の関与の在り方等についても検証を加え、県のみならず全ての県民が今後の感染症対策に活用することを踏まえた検証項目・内容とすること。

エ) 検証方法

感染症、危機管理、行政、経済等の外部有識者の意見聴取など、検証の客観性、専門性、公正性を確保する体制を整えること。

オ) 検証に必要な資料・情報の収集

検証に必要な県が保有する行政文書その他の資料は、受託者の求めに応じて県から開示・提供する。その他の資料・情報については、受託者自ら関係者への取材、アンケート等を用いて収集すること。

(3) 記録文書の作成

(2) の検証結果に基づき、記録文書を作成すること。

なお、ページ数は指定しないが、3の業務の目的を踏まえ、本県のみならず、国、地方公共団体、民間事業者、県民など、感染症対応に関わるあらゆるステークホルダーにとって、今後、感染症が発生した場合にどのように対応すべきかの指針となる内容とし、特に、一般県民（国民）が読者であることを想定して作成すること。

5 成果品

(1) 中間報告書

【提出物】

中間報告書（報告の対象とする内容は受託候補者特定後に協議する。）

【納品方法】

① 紙媒体カラー版

正・副各1部ずつ

② 電子データ（CD-R）を1部提出すること。（ファイル形式は、山梨県のパソコンで処理でき、データ編集が可能な形式〔ワード、エクセル、パワーポイント等〕とする。）

【納期】令和4年6月末を目途

(2) 最終報告書（記録文書）

【提出物】

① 最終報告書

② 最終報告書（概要版）

※図書の体裁A4判縦、横書き、作図等は適宜

【納品方法】

① 紙媒体カラー版

最終報告書 5部（簡易製本可）

最終報告書（概要版） 5部（簡易製本可）

② 電子データ（CD-R）を1部提出すること。（ファイル形式は、山梨県のパソコンで処理でき、データ編集が可能な形式〔ワード、エクセル、パワーポイント等〕とする）

【納期】令和4年の履行期間末日

(3) 著作権

本業務の実施で得られた成果、情報等については、山梨県に帰属する。

6 業務上の留意事項

- (1) 受託者は、具体的な業務内容や進め方等について、県の求めに応じて県の意見を聴取すること。
- (2) 県は本業務を円滑に遂行するため、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (3) 受託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が完了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 成果品及び資料等について、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (5) 委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (6) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (7) 本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。
- (8) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (9) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、山梨県個人情報保護条例（平成16年条例第35号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (10) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、山梨県の承諾を得るものとする。

【問い合わせ先】

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（本館3階）

山梨県知事政策局 政策企画グループ

電話：055-223-1553

FAX：055-223-1776

メールアドレス：seisaku@pref.yamanashi.lg.jp